# 東彼杵町農業委員会総会議事録

- 1. 開会日時 令和 3 年 3 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分~午後 2 時 30 分
- 2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2 階 大会議室

### 出席委員

 会長 欠 席
 1 番 林田 佐知雄
 2 番 森田 誠
 3番 三坂 登

 4 番 泓 純隆
 5 番 冨永 政光
 6 番 迎 幸枝
 7番 欠 席

 8 番 江口 庄平
 9 番 出口 照雄
 10 番 山口 義範
 11 番 清心 美由紀

 12番 俵坂 和則
 13番 宮脇 喜八郎

#### 事務局及びその他の出席者

事務局長 髙月 淳一郎 書記 谷口 恵祐・竹下 由紀子・藤川 空

- 3. 議事録署名委員の指名について
- 4. 報告事項
  - (1)農地改良届について
- 5. 議 事
  - (1) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第39号 農用地利用集積計画の策定について
- 6. 次回総会開催予定日:令和3年4月26日(月)
- 7. その他

#### 事務局

ただいまから令和 2 年度 3 月期、最終の第 12 回目の農業委員会定期総会を開催いた します。

初めに西坂会長ですが、親御さんが入院されているということで、本日は職務代理で 宮脇委員さんにお願いします。役場の方も令和3年4月1日の内示がございまして、 農業委員会事務局ということでお世話になっていました谷口が福祉課に異動になりま す。後任として現農林水産課におります、前田が来月から参加ということで、今日は 見学という形で来ておりますので、よろしくお願いします。

本日の農業委員さんの欠席は会長と森田さんが急用ということで欠席です。推進委員さんにつきましては渡辺委員さんがご都合が悪いということで欠席です。

## 議長

(挨拶)

議事録署名人については、7番の中山委員さん、9番の出口委員さんよろしくお願い します。

4番目の報告事項について、農地改良届が出ております。これについて、事務局から の説明をお願いします。

#### 事務局

4. 報告事項、農地改良届について、農地改良届取り扱い要領に基づき下記の通り提出されたので報告する。令和 3 年 3 月 25 日、東彼杵町農業委員会会長、西坂秀徳。当該農地が彼杵宿郷の畑 912 ㎡、他畑と合計 3 筆で 3,922 ㎡となっております。改良目的としては、圃場整備となっています。5 ページと 6 ページに航空写真を載せております。改良前と改良後の図を 3 ページと 4 ページに載せています。改良後の事後案件になります。よろしくお願いします。

# 議長

ありがとうございました。改良後の事後報告という事です。

農地改良届の中に確約事項として4番目に、石積み及び土羽の被害保証をお願いしますという特約事項が入っているようです。これにつきましては、関係者も5名の方がご承認いただき、地元の農業委員さんもご承認いただいています。地元の中山さん何かありましたらお願します。

## 中山委員

7番中山です。写真を見ますと周りには宅地や家がありまして、もし、何かあったら 大変な事になるのではないかという懸念はありますが、住民の方が印鑑を押していら っしゃるし、保証をする旨の話がありますので、そこは大丈夫ではないか。

# 議長

ありがとうございました。これは図面で示してありますように、2 枚を 1 枚にということで、石垣ついての 2 枚を 1 枚にという事のようです。報告事項ですので特にございませんが、何か皆さんからありましたら。

では、承認という事でお願いします。

事務局

この報告事項は近隣の住民の方から指摘がありまして、西坂会長と相談して事後にはなりますがこれを証明する形で、当事者同士は話をされていたようですが、農業委員会に報告がされてなかったということで、さかのぼることはできませんので、事後報告ということになりました。今後につきましては、資料の中に取扱要領を他の自治体を参考に作りました。これまでは内規的なものでしたが、正式なものを案の形で作りましたので、そのうちに説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

この報告事項につきましては事務局の説明を含めて、また後でも説明するという事で この項目はご承認いただいたという事でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

議長

ありがとうございます。それでは引き続きまして議案第 38 号の農地法第 3 条に関わる、貸借贈与についての説明をお願いします。

事務局

議案第 38 号、農地法第 3 条規定による取扱申請について、農地法関連事務処理要領第 1 の 2 の (1) の規定により意見を決定するために審議を求める。令和 3 年 3 月 25 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。1 番ですが、当該農地が木場郷の畑 1 筆で 171 ㎡となっております。農業経営状況は記載のとおりとなっており、農地法第 3 条の第 2 項には該当しないために、許可要件はみたしていると考えます。

議長

申請番号1番につきましては、木場の山口委員さんお願いします。

山口委員

本人さんからの話はないのですが、年金関係かと思います。息子さんも仕事が休みの 時は手伝いもされていますし、名義の変更は年金関係の贈与ではないかと思っていま す。

議長

谷口さん、これは年金ですか。

事務局

これは年金関係です。家の庭先の畑ですが、将来は駐車場にされたいようで、その関係でそのままでしたら年金に支障があるので子供さん名義に変えたという事です。

議長

年金受給の件も絡んでいるようです。この件は親子ですので特に問題はないと思いま

すが、よろしいでしょうか

「異議なし」の声

議長 ありがとうございます。では申請番号2番お願いします。

事務局 当該農地が中岳郷の田1筆で1,340 ㎡となっております。農業経営状況は記載のとおりで、農業法第3条第2項に該当しないために、許可要件はみたしていると考えます。

議長 これはご兄弟ですか。これも譲り渡し贈与という事です。何かありませんか

「特になし」の声

議長 贈与という事で特に問題ないと思いますが、ご承諾いただけますでしょうか

「異議なし」の声

議長 引き続き8ページにまいりたいと思います。

基盤強化法の19条の集積公告です。1番の説明をお願いします。

事務局 議案第39号基盤強化法第18条第1項の規定による農地計画、基盤強化法の基本要領 の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するために審議を求 める。令和3年4月1日公告予定、東彼杵町農業委員会会長、西坂秀徳。当該農地が

坂本郷の畑2筆で1069㎡となっております。

議長 ありがとうございます。この件につきまして地元の三坂委員さん、何かありませんか

三坂委員 何も聞いてないのですが、もう作ってらっしゃると思います。

議長 もう、耕作されている。地元からはそういう意見があがっております。皆さんから意

見はありませんか

「異議なし」の声

議長 ありがとうございます。異議なしという事で承認させていただきます。それでは9ペ

ージに移ります。基盤強化法第 19 条の農用地利用集積についての説明をお願いしま

す。

事務局 基盤強化法によります所有権の移転となります。当該農地が蔵本郷の田1筆で3,043

m<sup>2</sup>となっております。有償での所有権の移転という事で集積であがっております。

議長 ありがとうございます。滝川さん何かありましたら。

滝川委員 元々はびわを作っておられたのですが、当事者同士の話し合いで今回の所有権移転に

なったので、支障はなにもないと思われます。

議長 ありがとうございます。他に皆さんからないですか。許可するという事でよろしいで

しょうか。

「はい」の声

議長ありがとうございます。それでは次にまいります。

中間管理権の基盤法についての申請説明をお願いします。

事務局 基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画、利用権設定について、基

盤強化法の基本要領の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定す

るため審議を求める。

申請の1番ですが、当該用地が菅無田郷の田1筆1,883㎡になっております。2番で

すが、当該用地が菅無田郷の田2筆で3057 m2です。

議長 農地中間管理機構を通しての貸借だという事です。問題はないかと思いますが、何か

ありましたらお願します。中尾委員さん、特別何かありませんか。

中尾委員ありません

議著 では、許可するという事でよろしいですか

「異議なし」の声

議長 ありがとうございます。それでは3番と4番お願いします。

事務局 3番と4番は10年間の計画ですね。3番と4番です。当該用地が法音寺郷の田2筆